

(目的)

第1条 中京大学附属中京高等学校同窓会（以下「本会」という。）は、会員相互の親睦を図るとともに、中京大学附属中京高等学校の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を中京大学附属中京高等学校内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理事会の開催
- (2) 懇親会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) 会員名簿の管理
- (5) 学校施設充実への協力
- (6) 給費型奨学金による難関大学合格者への支援
- (7) 中京大学附属中京高等学校の行う諸行事の支援
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 中京商業学校、中京商業高等学校、中京高等学校及び中京大学附属中京高等学校の卒業生
- (2) 特別会員 中京大学附属中京高等学校の現旧教職員及びこれに準ずる者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 卒業年度ごとに若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、理事会で選出する。

- 2 副会長は、理事会の議を経て会長が決定する。
- 3 理事は、卒業年度ごとに若干名を会長が選出する。
- 4 監事は、会員の内から、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 5 会計は、会員の内から、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、職務を代行する。
- 3 理事は、理事会で議決する議案の審議を行う。
- 4 監事は、年度末において会計を監査する。
- 5 会計は、本会の会計業務を行う。

(役員の仕事)

第8条 会長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、9年を超えて在任すること

はできない。

- 2 前項以外の役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉顧問・名誉会長・顧問・参与)

第9条 本会は、名誉顧問、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、学校法人梅村学園総長・理事長とする。
- 3 名誉会長は、中京大学附属中京高等学校長とする。
- 4 顧問は、元会長とする。
- 5 参与は、元副会長とする。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、役員で構成し、会の運営上必要な事項を審議する。
- 3 理事会は、原則として年1回開くものとする。
- 4 理事会の議長は、会長が当たる。

(成立及び議決)

第11条 理事会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。

(会費)

第12条 正会員は、卒業時に終身会費として10,000円を納入するものとする。

- 2 会費の金額については、理事会で定める。

(寄付金)

第13条 本会は、会員その他から寄付金を受けることができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この会則は、1958年6月21日から施行する。

附 則

この会則は、2002年10月21日から施行する

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2017年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、2018年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、2020年5月16日から施行する。

附 則

この会則は、2021年5月15日から施行する。